

条例制定 の背景

- 国連で「障害者の権利に関する条約」の採択（H18.12）・・・全ての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由の確保、障がい者の尊厳の尊重を目的として採択された。
- 障害者基本法の改正（H23.8）・・・障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現を図るため、基本原則の一つとして差別の禁止が掲げられた。
- 障害者差別解消法の制定（H25.6）（H28.4施行）・・・障がいを理由とする差別を禁止し、それが遵守されるよう行政機関等に具体的な措置を求め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していくことが定められた。

条例の概要

目的

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

1 基本理念

- (1) 全ての県民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受する個人として尊厳が重んぜられ、それにふさわしい生活が保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障がい者は、社会の一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての障がい者は、どこで誰と生活するかを選択の機会が確保され、地域社会で他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) 全ての障がい者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通手段の選択機会が確保され、情報の取得・利用手段の選択機会が拡大されること。

2 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 障がいを理由とする不当な差別的取扱いについて、以下の具体的な9分野について明示
 - また、県民自ら合理的な配慮についての知識と理解を深め、差別の解消を推進していくことを明記
- （不当な差別的取扱いについて、具体的な9分野について明示）

- 《情報の提供及び受領》 不特定多数への情報の提供又は受領の際に、不利益な取扱いをすること。
- 《労働及び雇用》 労働者の募集又は採用、労働条件などで不利益な取扱いをしたり、解雇すること。
- 《福祉サービスの提供》 サービス提供で不利益な取扱いをしたり、施設入所等を強制すること。
- 《医療の提供》 医療の提供で不利益な取扱いをしたり、本人の意に反して医療を受けることを強制すること。
- 《商品販売及びサービス提供》 商品販売、サービス提供で不利益な取扱いをすること。
- 《教育》 教育を受けさせる際に、不利益な取扱いをしたり、本人等の意見を尊重せず就学する学校を決定すること。
- 《公共的施設の利用》 建築物その他の施設の利用について不利益な取扱いをすること。
- 《公共交通機関の利用》 旅客施設及び車両等の利用について不利益な取扱いをすること。
- 《不動産取引》 不動産の売買・賃貸借等について不利益な取扱いをすること。

3 共生する社会の実現に向けた施策

- 《啓発及び知識の普及》 障がいなどに関する県民の関心と理解を深めるため、啓発、知識の普及その他必要な施策の推進。
- 《福祉に関する教育等》 障がい者である児童及び生徒と障がい者でない児童及び生徒との交流及び共同学習の機会の確保、福祉に関する教育の推進。
- 《意思疎通手段の確保》 障がい者の情報取得及びコミュニケーションの円滑化のための、言語（手話を含む。）その他の意思疎通及び情報の取得等の手段の選択の機会の確保及び拡大。
- 《地域生活の支援》 障がい者のどこで誰と生活するかを選択の機会の確保及び地域社会で他の人々との共生を妨げられることなく健康で安心して生活できる場の確保。
- 《雇用・就労の促進》 障がい者の能力に適合する多様な就労の機会の確保及び関係機関と連携し、障がい特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施。
- 《社会参加活動の推進》 障がい者の社会参加活動の円滑化のため、文化芸術活動、スポーツ等に参加することができる機会の確保。

4 障がいを理由とする差別に関する相談体制

障がいを理由とする差別に関する相談について、相談者への助言や関係者間の調整などを行う相談窓口を設置する。

5 共生する社会の実現に向けた推進体制

障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、及び共生する社会の実現に向けた施策を推進するための体制を整備する。

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直しを検討）